

# 生駒市最低制限価格制度要領

## (目的)

第1条 この要領は、生駒市が発注する建設工事等並びに測量業務、建築設計業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務（以下「測量・建設コンサルタント等業務」という。）を競争入札に付す際に、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき最低制限価格を設定する場合の取り扱いについて定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領の規定に基づき、最低制限価格を設定する競争入札は、次に掲げるものとする。

- (1) 建設工事の請負契約に係るもの
- (2) 建設工事の要素を有する委託契約に係るもの
- (3) 測量・建設コンサルタント等業務の委託契約に係るもの

2 前項に規定に係わらず次に掲げる建設工事等については、最低制限価格を設定しないものとする。

- (1) 予定価格が1億5千万円以上の場合
- (2) 予定価格のうち直接工事費に相当する額の過半以上が、見積価格やカタログ等の価格による場合

## (建設工事等に係る最低制限価格の算出)

第3条 最低制限価格は、予定価格の算定の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満の金額は切り捨てる。ただし、単価契約については一円未満の金額は切り捨てる。）に消費税及び地方消費税を加算した額とする。ただし、当該合計額が予定価格の100分の92を超える場合は予定価格に100分の92を乗じて得た額とし、当該合計額が予定価格の100分の75に満たない場合は予定価格に100分の75を乗じて得た額とする。この場合の最低制限比較価格は千円未満の金額は切り捨てた額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の45を乗じて得た額

- 2 最低制限価格は、実施設計書の作成者が算出し、当該作成者が属する所属の長の決裁を経るものとする。
- 3 前項の決裁を経た最低制限価格は、工事等検査担当課が審査し確定するものとする。  
(測量・建設コンサルタント等業務に係る最低制限価格の算出)

第4条 最低制限価格を設定する場合は、次に掲げる業種に応じ契約案件ごとに定めるものとする。最低制限価格は、予定価格の算定の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満の金額は切り捨てる。）に消費税及び地方消費税を加算した額とする。

(1) 測量業務

次に掲げる算定式で算出した額とする。ただし、当該合計額が予定価格の100分の80を超える場合は予定価格に100分の80を乗じて得た額とし、当該合計額が予定価格の100分の60に満たない場合は100分の60を乗じて得た額とする。  
この場合の最低制限比較価格は千円未満の金額は切り捨てた額とする。

$$\cdot \text{直接測量費} + \text{測量調査費} + \text{諸経費} \times 45\%$$

(2) 建築設計業務

次に掲げる算定式で算出した額とする。ただし、当該合計額が予定価格の100分の80を超える場合は予定価格に100分の80を乗じて得た額とし、当該合計額が予定価格の100分の60に満たない場合は100分の60を乗じて得た額とする。  
この場合の最低制限比較価格は千円未満の金額は切り捨てた額とする。

$$\cdot \text{直接人件費} + \text{特別経費} + \text{技術料等経費} \times 60\% + \text{諸経費} \times 60\%$$

(3) 建設コンサルタント業務

次に掲げる算定式で算出した額とする。ただし、当該合計額が予定価格の100分の80を超える場合は予定価格に100分の80を乗じて得た額とし、当該合計額が予定価格の100分の60に満たない場合は100分の60を乗じて得た額とする。  
この場合の最低制限比較価格は千円未満の金額は切り捨てた額とする。

$$\cdot \text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 45\%$$

(4) 地質調査業務

次に掲げる算定式で算出した額とする。ただし、当該合計額が予定価格の100分の85を超える場合は予定価格に100分の85を乗じて得た額とし、当該合計額が

予定価格の3分の2に満たない場合は3分の2を乗じて得た額とする。この場合の最低制限比較価格は千円未満の金額は切り捨てた額とする。

- ・直接調査費+間接調査費×90%+解析等調査業務費×80%+諸経費×45%

(5) 補償コンサルタント業務

次に掲げる算定式で算出した額とする。ただし、当該合計額が予定価格の100分の80を超える場合は予定価格に100分の80を乗じて得た額とし、当該合計額が予定価格の100分の60に満たない場合は100分の60を乗じて得た額とする。この場合の最低制限比較価格は千円未満の金額は切り捨てた額とする。

- ・直接人件費+直接経費+その他原価×90%+一般管理費等×45%

2 第3条第2項及び第3項の規定は、測量・建設コンサルタント等業務に係る最低制限価格の算出について準用する。

(最低制限価格設定の告知)

第5条 最低制限価格を設定する旨を告知する時期は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 一般競争入札 公告の時期

(2) 指名競争入札 設計図書を閲覧に供した時又は配付を行った時

(最低制限価格の公表)

第6条 最低制限価格を公表する時期は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 一般競争入札 事前公表の場合は公告の時期

事後公表の場合は落札者決定の時期

(2) 指名競争入札 事前公表の場合は設計図書を閲覧に供した時又は配付を行った時

事後公表の場合は落札者決定の時期

(その他)

第7条 最低制限価格は、予定価格書に記載するものとする。

2 最低制限価格は、随意契約を行う場合においては設定しないものとする。

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年9月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要領の施行日前に入札公告を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要領の施行日前に入札公告を行った入札については、なお従前の例による。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この要領は、令和6年〇月〇日から施行する。

2 この要領の施行日前に入札公告を行った入札については、なお従前の例による。